

「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

身に覚えのないカードの請求 払いたくないのですが…

50代男性。恥ずかしい話ですが、緊急にご相談があります。1カ月前の深夜、新宿を歩いていた時、呼び込みがあったのでつい知らないバーに入ってしまった。すでにだいぶ酔っ払って記憶があやふやなのですが、気がついた時にはどこかのベンチで寝ていました。酒はよく飲むし、酔っぱらって記憶がまだらになることはありますが、こんなことは初めてです。

道に出て慌ててタクシーを拾い、いざ降りる段になって、財布の中に何枚かあったはずの1万円札がすっかりなくなっているのに気がつきました。その店で買ったのかもしれない。ただ財布の中にカード(限度額のないゴールドカード)はあったので、それで支払いました。妻とはもともと別室なので文句を言われることもなく、まあよかったです。

物代金が100万円以上計上されているのです。落ち着いて考えたら、日付はすべて新宿での泥酔日以降なので、店で何かあったのだろうと思いますが、とにかく非常に高額だし、そもそも支払うべき義務は私にはないので、払いたくないのです。どうすればよいですか？

スキミングによる被害でしょう。 カード会社が免責されているようであれば ダメ元で交渉してみましょう。

おそらくはその店で、睡眠薬入りの酒を飲まされ、1万円札を盗られてカードをスキミングされたうえ、外にかつぎだされたのだらうと思います。そうした店の常習手口として、泥酔した一人客をいいカモにしているのだと思います。

もし客から財布自体を盗ったり、カードを財布から抜き取ったりすれば、客はすぐに被害に気づいてカード会社に事故届を出しますよね。つまり、カードは盗らずに情報だけを抜き取り、それを元にカードを作るスキミングという手法であれば、カードの所有者は被害に気づかないので、その間に所有者に成り代わって買い物ができるのです。

海外でのスキミング被害は早くから言われていて、店での支払い時には自分の目の前でカードを作動させるよう注意しなければなりません。日本でも平成13年の刑法改正により支払用カード電磁的記録不正作罪(163条の2)として処罰するようにになりました。もちろんそれをを使って所有者になりすまし、

店で買い物をするのは別に詐欺罪となりません。

直ちに最寄りの警察署に被害届を出してください。スキミングには特殊な器具があるので、道端で被害に遭うなどということはまずなく、その店を覚えていなくても、警察の方ではそれなりに情報があると思われます。それと共にカード会社には事故届を出して、以後の買い物を止めてもらわねばなりません。

ただ、今回請求の締め日以降これまでに使われた買い物代金についてカード会社が請求をしないしてくれるか、また、今回

請求分を放棄してくれるかといえば、難しいと思います。カード会社の約款を見ないのですが、つきりしたことは言えないのですが、もしカード会社が免責されているようであればダメ元で交渉してみましょう。

これに懲りて、知らない店に一人で入るようなことは二度となさらないでください。お金の損害はともかく、肝心の命が無事で本当によかったです。誰も知らない所でどんな被害に遭っても誰にも分からないのですから、非常に怖いことでした。

